

## 第5章 市の事務事業における削減目標（事務事業編）

### 1. 事務事業に伴う温室効果ガス排出量

本市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量は、基準年度となる平成 25（2013）年度では 7,579t-CO<sub>2</sub>、直近年度である令和 6（2024）年度は 5,358t-CO<sub>2</sub>（基準年度比 29.3%削減）となっています。

令和 6（2024）年度のエネルギー区分別の二酸化炭素排出量の構成は、電気が 8 割以上を占め、次いで灯油となっています。平成 25（2013）年度と比較すると電気の割合が増加しています。

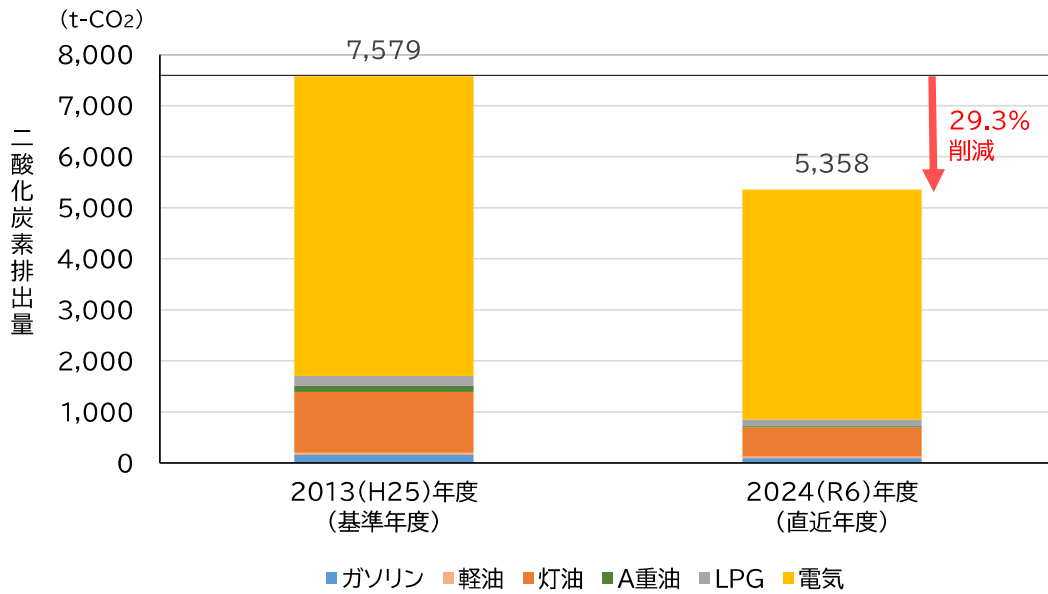


図 5-1 二酸化炭素排出量

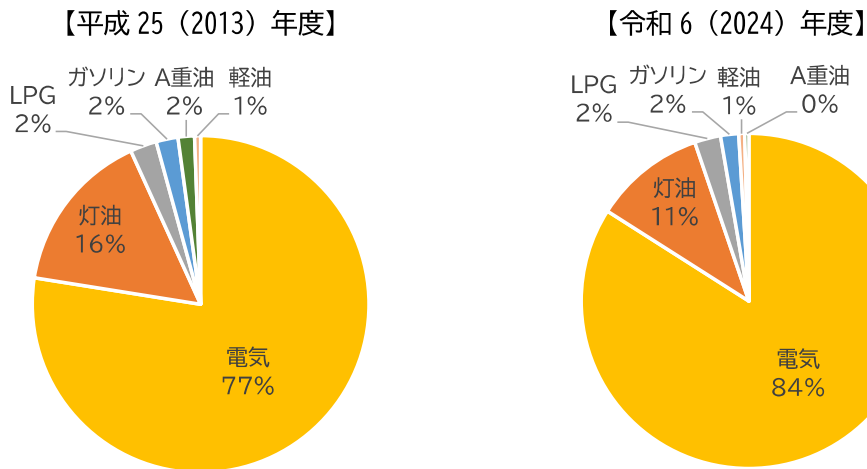
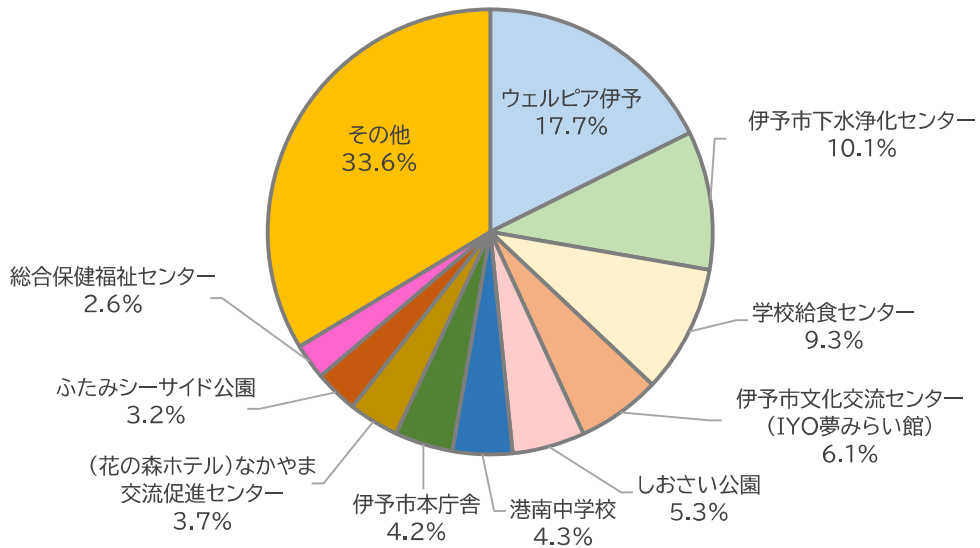


図 5-2 エネルギー区分別二酸化炭素排出量の構成比

令和6（2024）年度における施設別の二酸化炭素排出状況を以下に示します。ウェルピア伊予が全排出量の17.7%を占め、以下、伊予市下水浄化センター（10.1%）、学校給食センター（9.3%）と続いています。

排出量上位10施設で市全体の排出量の約66%を占めています。さらに、上位5施設の排出量は全体の50%程度となっており、これらの施設に対する排出量の削減が重要となります。



※ 端数処理の関係から、各項目を足し合わせた値と合計が一致しない場合があります。

図 5-3 施設別二酸化炭素排出量（令和6（2024）年度）

## 2. 温室効果ガス等の削減目標の設定

### (1) 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められていることから、本計画では、政府実行計画で目標として掲げられている「平成 25（2013）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和 12（2030）年度までに 50%削減すること」を踏まえた目標を設定します。

### (2) 温室効果ガス等の削減目標

本計画では、「令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 50%削減」を目標とします。

さらに、中期目標として、「令和 17（2035）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 65%削減」、「令和 22（2040）年度における温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 79%削減」とし、長期的な目標として、「令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。

#### 本計画の温室効果ガスの削減目標

- 計画目標：令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を

**平成 25（2013）年度比で 50%削減**

- 中期目標：令和 17（2035）年度における温室効果ガス排出量を

**平成 25（2013）年度比で 65%削減**

令和 22（2040）年度における温室効果ガス排出量を

**平成 25（2013）年度比で 79%削減**

- 長期目標：令和 32（2050）年度までに温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**

### 3. 削減目標達成に向けた基本方針

---

本計画の目標を達成するため、以下の方針に基づいて取組を推進します。ハード及びソフトの両面から温室効果ガス排出量の削減に努めます。

取組の推進にあたっては、新しい技術の活用、民間事業者との連携を図るなど、費用対効果を見極めながら推進していきます。

#### 基本方針 1 市有施設への再生可能エネルギーの導入

---

国の政府実行計画では、太陽光発電の最大限の導入を図るため、令和12（2030）年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指しています。本市においても、令和5（2023）年度に実施した「公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査」結果をもとに、設置可能な建築物等に太陽光発電設備の導入を検討するとともに、令和12（2030）年度までに公共施設で調達する電気のうち再生可能エネルギー由来の電気の占める割合を高めます。

#### 基本方針 2 公共施設の脱炭素化の推進

---

省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、建築物の脱炭素化など、建物のエネルギーの消費効率を向上させることは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

高断熱・高効率仕様など、設備の新築及び改修時には計画・設計段階から省エネルギーに配慮した施設になるように検討するとともに、設備・機器等の更新時期も踏まえた取組を推進します。特にLED照明については、令和12（2030）年度までに公共施設の100%に導入することを目指すとともに、高効率設備への更新・導入を進め、公共施設を中心としたZEB化にも取り組んでいきます。

#### 基本方針 3 公用車の脱炭素化の推進

---

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等は、公用車の脱炭素化とともに、災害時等の停電時には非常用電源として活用できることから、レジリエンスの向上を進める上で重要です。

本市では次世代自動車の導入やエコドライブの推進、公用車の適正管理に取り組むことにより、公用車の脱炭素化を図ります。

#### 基本方針 4 職員の環境配慮行動の推進

---

地球温暖化は日常生活や事業活動に起因するものであり、脱炭素型ライフスタイルの実践を進めることが重要です。

環境に配慮した設備の使用を職員全体で取り組むとともに、庁舎等の使用電力量の削減や環境に配慮した製品の調達、使用拡大などを推進し、環境への負荷の低減を図ります。

また、公共施設から排出される廃棄物については、ごみの減量化に努めるだけでなく、素材自体を再生可能な資源を活用したものに切り替えることで環境負荷の大きい石油由来のプラスチックの消費を抑制するなど、循環型社会の形成を推進します。

## 4. 具体的な取組

---

### 基本方針1 市有施設への再生可能エネルギーの導入

---

- 太陽光発電設備の導入
  - ・既存の公共施設への太陽光発電設備の最大限の導入に努めます。
  - ・公共施設の改修や、新築の際に太陽光発電設備等の導入を検討します。
  - ・初期投資を必要としないPPAモデルによる太陽光発電の導入に向けて検討を行い、公共施設や市有地へ率先的に導入します。
  - ・ソーラーカーポートの導入を検討します。
  
- 蓄電池設備の導入
  - ・平常時における電力のピークカットや停電時におけるレジリエンスの向上を進めるため、太陽光発電設備を導入する際には蓄電池の設置を検討します。
  
- 再生可能エネルギー電力等の調達推進
  - ・二酸化炭素排出係数の小さい電力への切り替えを進めます。
  - ・軽油や灯油等を使用する設備は、電化若しくは二酸化炭素排出係数が小さい燃料へ転換します。

### 基本方針2 公共施設における脱炭素化の推進

---

- 公共施設の省エネルギー化の推進
  - ・今後、新築を予定している施設については、ZEB Oriented 相当以上を目指します。
  - ・大規模改修時には、省エネ設計や断熱性能の向上を図るとともに、高効率な省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入により、建築物のZEB化を目指します。また、ZEB化が難しい施設についても、可能な限り省エネ性能を高めます。
  - ・断熱材・遮熱塗装や、断熱サッシ・ドア等による断熱性能の向上を図ります。
  - ・エネルギー消費量の削減を目指し、公共施設等にBEMSの導入を検討します。
  - ・電力デマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図ります。
  - ・エネルギー使用量が大きい公共施設等については、省エネ診断等の実施に努めるとともに、診断結果を活用して公共施設の効率的な省エネを図ります。
  
- 省エネルギー型機器の導入等
  - ・照明設備のLED照明導入割合について、100%を目指します。
  - ・高効率空調などの省エネルギー型機器の導入や更新を図ります。
  - ・調光システムや人感センサーの導入を検討します。

➤ 公共施設を活用したEV充電インフラ整備事業

- ・公共施設の敷地内にEV充電器を設置し、施設利用者等の利便性向上を図るとともに、民間活力の導入による市有財産の有効活用を推進します。
- ・災害等の非常時において、公用車（電気自動車）の円滑な運用を維持するためのエネルギー供給拠点として活用し、市役所自らの災害応急対策の強化を図ります。
- ・民間事業者の参画を促す設置手法を検討し、持続可能かつ効率的なインフラ整備を進めます。

EV 充電器設置場所

施設	所在地	設置基数	利用可能時間
双海地域事務所	双海町上灘甲 5821 番地 6	4 基	24 時間
下灘コミュニティセンター	双海町串甲 3670 番地 16	4 基	24 時間

（出典）伊予市 HP

### 基本方針 3 公用車の脱炭素化の推進

---

➤ 次世代自動車の導入

- ・公用車について、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）の導入を図ります。
- ・電気自動車の充電設備の設置など、電動車の導入に向けたインフラ整備を進めます。

➤ エコドライブの推進

- ・急発進・急加速の抑制やアイドリングストップなどエコドライブを実施します。
- ・不必要なカーエアコンの使用を控えます。
- ・不要な荷物の積載を控えます。
- ・出発前に経路や道路状況を確認し、適切な移動を行います。

➤ 公用車の適正管理

- ・公用車の走行距離や燃費などを把握し、保有台数の適正化を図ります。
- ・定期的な車両の点検・整備を適正に行います。

## 基本方針 4 職員の環境配慮行動の推進

---

### ▶ 省エネルギー行動の推進

- ・点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。
- ・昼休みは業務上支障がない範囲で消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯します。
- ・空調設備の清掃・点検を定期的に行うなど、維持管理を適正に行います。
- ・冷房は28℃、暖房は20℃を目安に適正な調整に努めます。
- ・冷暖房使用時のカーテン、ブラインドの使用などにより冷暖房負荷を削減します。
- ・冷暖房とサーキュレーター等を併用し、温度ムラを緩和します。
- ・会議室等の空調は、使用后停止します。
- ・自然光や外気を取り入れ、不要な照明・空調の使用防止に努めます。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します。
- ・湯沸器・温水器は、タイマー制御が可能なものについては利用実態に合わせて利用時間を設定します。
- ・ボイラー等の機器を適正管理し、効率的運転を行います。
- ・パソコンやプリンターなどの機器について、省エネルギーモード設定の適用を徹底します。
- ・出張などは極力、公共交通機関（鉄道、バス）を利用します。

### ▶ 省資源化の推進

- ・ごみの分別を徹底し資源化の取組に努めます。
- ・使用済みの紙類回収ボックスを設置し、古紙の回収を推進します。
- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品を購入します。
- ・会議資料等の両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、ページ数や部数についても必要最小限の量とします。
- ・環境省が定めた「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、再生可能素材が使用されている等、環境に配慮した物品等の調達を推進します。
- ・水道使用時には、水圧の調整やこまめに水を止めるなど、節水に努めます。

### ▶ デジタル化の推進

- ・「伊予市デジタル化推進計画」に基づき、DX化を進め、より効率的な業務を行うことで、環境負荷低減を図ります。

### ▶ 職員等の意識啓発

- ・職員に対する研修会などを開催し、環境意識の向上を図ります。
- ・本計画の実施状況等、環境に関する情報を庁内で共有します。

## 5. グリーン購入推進方針

---

### (1) 目的

地球温暖化や廃棄物処理などの環境問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境負荷が少ない、地域環境や地球環境と共生した循環型社会づくりの形成に取り組む必要があります。その取組として、商品やサービスの購入にあたり、より環境負荷が少ない商品等を選択するグリーン購入を推進することにより、地球温暖化防止を積極的に推進し循環型社会の構築を図ります。

また、電力供給、自動車の購入等、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進により、さらなる温室効果ガス排出の削減等に取り組めます。

### (2) 対象とする範囲

市の全ての組織を対象とします。

### (3) 基本的な考え方

- 事前に物品等の必要性や適正量を十分に検討し、調達する物品の量は、必要最小限とする。
- 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど、物品のライフサイクル全般を考慮する。
- 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別を適切に行い、環境負荷を低減する。
- 愛媛県資源循環優良モデル認定制度\*で認定を受けるなど、環境保全に積極的な事業者が製造し、又は販売する物品を可能な限り優先して購入する。
- 環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品等の普及に取り組み、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努める。

### (4) 対象品目及び調達目標

環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「グリーン購入法基本方針」という。）に記載されている品目をグリーン購入の対象とします。

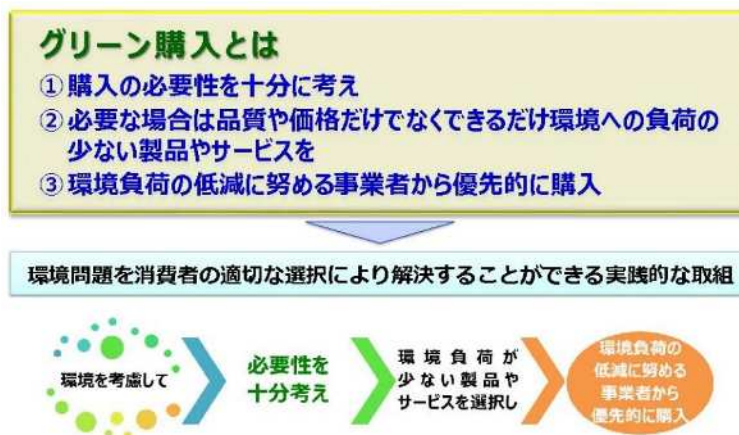
調達目標は、原則として「グリーン購入法基本方針」の基準を満たすものを調達することとします。また、「グリーン購入法基本方針」の基準を満たす商品等がない場合や、品質、性能等の問題で事実上支障が生じる場合等、その他の調達が困難な場合は、基本的な考え方に留意して物品等を選択することとします。

## (5) グリーン購入推進方針の運用方法

- 必要性をよく考え、適正量を調達します。
- 物品等の調達においては、「グリーン購入法基本方針」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とします。なお、「グリーン購入法基本方針」に定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」等の第三者機関が認定するもの、グリーン購入ネットワークの「エコ商品ねっと」等に掲載されている物品等の選択に努めます。
- 温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とします。
- 物品及び製造事業者及び販売事業者に関する環境関連情報を積極的に活用して購入に役立てます。
- 電力の調達においては、温室効果ガス等による環境負荷について適切に考慮し、環境に配慮した契約の推進に努めます。
- 自動車の調達においては、仕様等の検討に当たり、環境負荷の低減を図るため、より二酸化炭素排出量の少ないものや燃費のよいものを調達するよう努めます。
- 建築物は、長期間にわたって使用するものであることから、設計に当たり、木材の利用、節水、自然エネルギーの活用及び敷地内の緑化など、環境に配慮した設備等の導入を積極的に検討し、建築物の環境保全性能を向上するよう努めます。
- 環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、庁内への情報提供に努めます。
- 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努めます。

### <コラム> グリーン購入

モノを購入する際に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うことが「グリーン購入」です。また、環境を考えて作られたもの、長く大切に使えるもの、使い終わったらごみが少なくなるものを選びます。



(出典) 環境省 HP